

版籍奉還と公議

青 山 忠 正

はじめに

明治二年（一八六九）六月の版籍奉還について、概説書などでは、藩主から天皇への土地・人民の返上と説明されるが、具体性を欠いた抽象的な言い回しにとどまり、要するに形式的な措置とみなされる傾向が強い。実態として、何がどのように変化したのか、という点の認識は、いまだに確立していないようである。

以下では、その実態が大名家（大名とその家臣団）の廃止と、地方行政制度としての藩の設置であり、その措置は「諸藩」の多数意見、すなわち「公議」を踏まえて実行されたものであることを論ずる。

一、慶喜の「政権」返上は領知宛行権の返上

慶応三年（一八六七）十月十四日、十五代将軍徳川慶喜は、次のような上表を天子睦仁（追号明治天皇）に提出した。^① いわゆる「政権」返上の上表である。

況や当今外国之交際日ニ盛ナルニヨリ、愈朝権一途ニ出不申候而者、綱紀難立候間、從來之旧習ヲ改メ、政権ヲ朝廷ニ奉帰、広ク天下之公議ヲ尽シ、聖断ヲ仰キ、同心協力、共ニ皇国ヲ保護仕候得ハ、必ス海外万国ト可並立候、

天子は翌十五日、これを聴許した。ここでいう「政権」は、具体的には領知の宛行権あてがひであり、そのことは以下に述べる事実経過から裏付けられる。もともと四代家綱以降、歴代將軍は代替わりの際に諸大名に対して領知宛行状（十萬石以上は判物、以下は朱印状）の一斉発給を行ってきたが、慶喜はこれを実行していない。

襲封以来十カ月では時間の余裕がないともいえるが、とくに外様国持級の大名との主従関係は、すでに解消状態にあったから、領知判物の発給は、行いたくてもできなかったとみるべきであろう。慶喜は、こうして事実上、喪失していた領知宛行権を公式に放棄し、これを天子に移譲したのである。

これにより、將軍と諸大名との主従関係は、制度的に解消された。大名は天子の直臣として「朝廷の藩屏」と位置付けられ、「藩」が公称として用いられる（制度的な公称化は翌年閏四月二十一日制定の「政体書」による）。

ついで十一月十七日、天子の政府である朝廷は、諸侯会議を開催すべく、「諸藩」あてに上京を命じ、同時に、諸大名の領知（学術的な概念としては領有権）をどう処置するかを、政治課題に掲げた。

第七 十一月十七日

大樹竝各藩

政権之儀、武家へ御委任以来数百年、於朝廷廢絶之旧典、即今難被為行届儀者十日之所視二候、乍去被聞食候上ハ神祇官ヲ始、太政官夫々旧儀御再興之思召二候間、何レハ八省其外寮司之内へ諸藩ヲ被為召加、年々可有勤仕、細目之儀者追々可被仰出、朝廷御基本ニ被為在候間、右ニ基キ、見込言上可有之思召候事、

一、何レ往古郡県之通ニハ難相成ニ付、封建之俣、名分、明ニ相立候様被遊度候、
 一、御政務筋、往古之通ニ者迎モ難相運、被思召候得共、総而新法而已之御政務ニ
 相成候テハ甚不宜候間、可成儀者旧儀ニ基キ候様被思食候事、

右に見えるように、完全な郡県制への復旧は難しいとしても、いずれ太政官八省その外が復興された場合、「寮司之内へ諸藩ヲ」制度的に組み込むことが目指される。その「藩」は、それまで宛がわれていた領知を接收された

地方制度になるはずである。

二、 版籍奉還上表までの経緯

木戸孝允、伊藤博文らは、すでに慶応四年（九月に明治改元）正月時点で、右に見えるような政府側の意向に沿った、諸大名の廃止を構想していた。例えば次の史料が、よく知られる。英公使館員 E. Satow,アーネスト・サトウの日記、正月十六日（1868年2月9日）の条で、神戸において伊藤との間に交わされた談話である。⁽³⁾

Choshu has given up to the Mikado his conquered territories in Kokura & Sekishiu and Katsura & Ito want to propose that he should resign all his lands, retainers & other possessions, except so much as may be required to support his household, to the Mikado. If all the daimios would do this, a powerful central govt might be formed, which is impossible under the present system. Japan can't be strong when every daimio can withdraw his assistance at pleasure, when each prince drill his men after a different fashion.

長州は（1866年の幕長戦争以来）、占領していた小倉と石州の領地を、ミカドに差し出した。桂（木戸）と伊藤は、長州（毛利侯）が全領地と家臣と他の財産を、その家計維持に必要な分を除いて、ミカドに返上することを提案しようと思っている。すべての大名がこれになれば、現在のシステムのもとでは不可能な、強力な中央政府が出来上がるだろう。大名たちが気ままに（政府への）支援を引き上げたり、異なる流儀で軍隊訓練を行ったりしているようでは、日本は強国になりえない。

右に見えるように、大名が返上を求められる土地・人民には、retainers家臣も含まれるのである。家臣側から見れば、主君からあてがわれていた知行あるいは俸禄を召し上げられることに他ならない。ちなみに、そのような意味で、「皇政復古」と「世禄の奉還」とが一对の関係であることについて、佐久間象山は、すでに早く文久三年

(一八六三) 当時から、指摘していたといふ。⁽⁴⁾

その実現に向けた構想については、木戸・伊藤ら長州関係者が最も先鋭であった。薩摩でも寺島宗則ら洋行経験者は同様である。木戸は二月三日には、三条実美・岩倉具視の両副総裁あて、次のように建議した。⁽⁵⁾

去歲、徳川慶喜、政權返上を奉請願、朝廷是を許可し玉へり、続而其土地人民を還納せしめ、然して彼、速に奉命せざる而已ならず、終に政權返上之請願に^(マ)戻り(中略)就而は至正至高の心を以て七百年來の積弊を一変し、三百諸侯をして挙つて、その土地人民を還納せしむべし、

この木戸建議は政府内部でも極秘とされ、審議されるには至らなかつたが、木戸は個人的に有力者間での意見の取りまとめを進め、九月までには主君毛利敬親、および大久保利通の了解を得ている。

このような動きがおおやけになるきっかけは、明治元年十一月の姫路藩主酒井忠邦の建白であった。徳川家の有力譜代大名であつた酒井家では、戊辰戦争後も内紛が続き、収拾に窮した藩主忠邦は、「藩」を政府に返上し、改めて「県知事」に任じてくれるよう請願したのである。

これを好機と見た伊藤博文(初代兵庫県知事)は、酒井侯建白を受け入れるよう建言し、さらに明治二年正月には、「国是綱目」六カ条を政府に提出して、「全国政治・兵馬の大権を朝廷に帰せしむ」べしと論じた。⁽⁶⁾

この建議は世間に知れ渡り、「兵庫論」と称されて大きな反響を呼んだ。ある方面では歓迎され、ある方面では大きな反発を受けたわけである。

局面の進展に应じて、正月十四日(当時、天皇は京都に還幸中)、京都の丸山端で、大久保・広沢真臣(長州)・板垣退助の間で、「土地人民返上一条」について会談が行われ、基本的な合意が成立した。その後、肥前藩(鍋島家)にも働きかけがあり、老侯鍋島閑叟の了解を得て肥前藩も協同行動を取る。

こうして正月二十日付、薩長土肥の四藩主は「毛利宰相中将・島津少将・鍋島少将・山内少将」四人連名で、

「版籍を収めてこれをたてまつる」との上表を呈した。

抑臣等居ル所ハ即チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ、安ンゾ私有スベケンヤ、今謹テ其版籍ヲ収メテ之ヲ上ル、願クハ朝廷、其宜ニ処シ、其与フ可キハ之ヲ与へ、其奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土、更ニ宜シク詔命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムヘシ、

政府はこれに対し、二十四日に四名あて、次の沙汰書を発する。

今度其藩々上書之趣、土地人民版籍奉還可致之旨、全忠誠之志深歎感被思食候、尚東京御再幸之上、会議を経、公論を被為竭、何分之御沙汰可被為在候得共、版籍之儀は一応取調可差出之旨、被仰出候事、

ここで「版籍奉還」の語句が用いられる。回答としては、「会議を経、公論を竭くしたうで」沙汰するとしたのである。公論、公議は字義通りに尽くされねばならない。

三、公議（公論）の制度化と議論

慶応四年正月十七日、三職（総裁・議定・参与）七科の制が新設され、神祇・内国・外国・海陸軍・会計・刑法の各事務科および制度寮が置かれた。同時に「徴士」、「貢士」の制度が設けられた。徴士は各藩士を召し出して政府に出仕させるもの。貢士は「下の議事所」の議事官として、「輿論公議」を反映させるもの、定員は、大藩（表高）四十万石以上は三人、中藩十万石以上は二人、小藩九万石以下は一人であった。

ついで二月三日には、三職八局の制に改定され、総裁局及び神祇・内国・外国・軍防・会計・刑法・制度の各事務局とされた。徴士・貢士については変わらない。公議の制度化との関係で注目すべきは貢士である。『公議所日誌前編上』には、「二月八日御布令」として、次の記事が掲げられている。

今般王政御一新、被為仰出、輿論公議ヲ執候御趣意ヲ以、各藩ヨリ貢士トシテ太政官へ差出候様、被仰付候条、

御趣意ニ相基キ、国々国論ニモ可相代者、人撰有之、差出候様、御沙汰候事、

貢士は「輿論公議ヲ執候御趣意ヲ以」、国論（藩論）を代表する者を選ずるように沙汰された。彼らは公家の菊亭邸に設置された「貢士対策所」に「五の日」を定日として詰め、政府からの下問に答申する。このような点は、従来の研究では軽視されていたように思う。

その実態は、京都留守居の延長である。近世において主要な大名は京都屋敷（藩邸。約七十ヶ所）を構え、留守居（複敷）を置いた。安政年間からもっぱら政治活動を担うようになり、とくに文久三年（一八六三）三月、将軍家茂の初度の上洛を画期に重要性を増した。留守居以外には「周旋方」なども在京して、相互に情報を交換し、議論を重ね、公議、すなわち多数意見を形成して政局動向の基底を形作っていた。慶応三年十二月九日の政変前後にも、王政復古の大号令を諸藩へ伝達する際（十二月十四日）には、彼らの行動が大きく関与する。このような事実⁹は、これまで知られていなかった。

その蓄積を踏まえ、この時点で貢士の顔触れは、ほとんどの藩で、それまでの京都留守居だったとみられるが、慶応四年四月二十五日、彼ら諸藩貢士へ達せられた「御下問」の最初は、徳川慶喜の処分に関する意見聴取であった¹⁰。

徳川慶喜段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之実効相立候はば、慶喜之処分且家名被立下候二付、相続人竝秩禄高之儀、衆議公論を執て御裁決被遊度思召にて議事有之候間、明後二十七日巳刻までに各見込、書取候て太政官代へ出参可致旨、被仰出候事、

ここで諸藩から、どのような意見が寄せられ、それが実際の慶喜処分（水戸藩での謹慎）に、どう関わったのかは興味深い問題だが、今のところ微すべき史料を発見できない。

閏四月二十一日、「政体書」が制定された。そこに定められた「政体」が文字通り、国政の体制である。この時、

太政官七官が設置された。議政官、行政官（神祇・会計・軍務・外国の各官）、刑法官という構成で、形式的には立法・行政・司法の三権分立の体裁を取る。

「藩」が公称とされるのも、この時からである。貢士は「議政官下局」の議員とされた。かつて京都・江戸の大名屋敷の責任者であった「留守居」は、五月に「公務人」と改称された。やがて東京に移転する政府と、各地方に本拠を持つ藩との円滑な連絡を担う役である。この時点で、貢士と公務人も、職掌分担が明確化してきたようである。

四、公議所での封建・郡県論

明治元年（九月八日改元）九月十九日、天皇の東京行幸を控えて、さらに制度改正が行われた。まず議政官が行政官に統合され、旧議政官上局（旧大名・公家出身の議定、藩士出身の参与で構成）、同下局（諸藩貢士で構成）は、単に上局・下局となった。

同時に議事体裁取調所を東京に設置し、議定山内豊信（容堂）を議事体裁取調方総裁に任じた。また、「貢士」は「公議人」と改称され（八月二十日）、諸藩公議人の東京招集が発令された。天皇の東京着は十月十三日であり、いずれ行われる東京遷都を展望した措置である。

十月二十八日、「藩治職制」が諸藩に頒布され、藩政と大名家政との分離が命じられた。各藩に執政・参政（旧家老・用人などの職名を統一）を置き、公議人一名は両者のうちから選任されるとした。旧貢士の職掌を引き継ぎ、藩論を代表する存在と位置付けられたのである。

先に見たように、薩長土肥の四藩主から版籍奉還の上表が呈された明治二年正月以降、各藩もこれに倣い、同様の上表提出が相次いだ。それらは『太政官日誌』第十号以降に掲載され、公表されてゆく。メディアの力を借りて、

版籍奉還を世論として盛り上げてゆく効果を狙ったものであろう。『太政官日誌』は一般に頒布され、誰でも購入できる。

明治二年三月には、いわゆる東京遷都が実現し、版籍奉還についても、公議を尽くす条件が整った。五月下旬には、「上局会議」が開催され、諸藩主らに対して「知藩事選任」など重要国事が諮問される。いうまでもないが、「知藩事」を置くというのは、大名から領知を接收し、それまでの大名に代えて地方官を置く、すなわち大名家を廃止するという意味なのだが、大名本人から、反対は出なかった。

明治二年三月七日、「公議所」が東京に開設された（場所は旧加賀藩邸）。本格的な議場の設備を有する施設であり、旧「貢士対策所」を拡大発展させたものといえよう。議長は秋月種樹（日向高鍋藩世子）。諸藩公議人二百二十七人が参集し、公平に法案を審議し、奏上せよ、朕、親しくこれを裁決せん、との詔書が読み上げられ、一同平伏して拝聴した。¹¹⁾

三月十二日には、制度取調掛の森有礼から、次のような「御国体之儀二付、問題四条」が提案される。¹²⁾

第一、方今我国体、封建郡県相半スルニ似タリ、如此ニシテ、将来ノ国是、果シテ如何。

第二、若シ之ヲ改メ、一二帰セントセバ、其制封建ニ帰スベキカ、将夕郡県ニ帰スベキカ、其理非得失、果シテ如何。

第三、若シ都テ之ヲ封建ニセバ、之ヲ如何措置シテ、人情時勢ニ適当スベキヤ。

第四、若シ都テ之ヲ郡県ニセバ、之ヲ如何措置シテ、人情時勢ニ的当スベキヤ。

その言うところは、現在の我が国の「国体」を、封建（大名領）・郡県（政府直轄地の府県）が混在した状況と捉え、それをどう統一するか、具体的な措置の方法を諮問したものである。要するに、現在懸案となっている版籍奉還の事案を、どのように決着させるかの提案に他ならない。

五月四日、諸藩公議人から連名で答申が出された。計二百五藩の見解を、主要な五グループに分けて、要点をみると次の通りである。行頭の番号は引用者による。

①「御国制改正ノ儀」、四〇藩及び昌平校。この案が最も先鋭で、「皇国一円私有ノ地ヲ公収シ、政令一二出ルヲ要ス。」から始まり、大名領を廃止し、十萬石を目安に一県を置き、府県知事には当分の所、旧藩主から任ずる。旧家臣は五等に分けて、「俸祿」を給するとしている。のちの廃藩置県までもも展望しているとみてよいであろう。

②「郡県議」、六十二藩。現状維持に近い名目的な郡県論。「大藩ヲ府中、小藩ヲ県ト」改称するが、「旧領地ハ、從來ノ俣之預ケ、知事初士庶ノ給俸、及ヒ兵賦諸費ニ供スル事」とする。

③「封建議」、四十五藩。これはむしろ明快な封建論であり、「大小諸藩、速ニ璽書ヲ賜ルベキ事」と、冊封詔書を賜って封建を制度化すべしと主張する。

④「御国体封建議」、二十二藩。封建を徹底すべしという論。「提封旧ノ如ク、更ニ御判物ヲ賜リ、之レト始ヲ正シフ」すべきという。

⑤「国体論節略」、三十六藩。基本的に現状維持。「旧幕ノ流弊」は変革するという程度である。

以上の合計が二百五藩（昌平校を含む）。ほかに、「御国体議」六藩、「奉対御国体問題四条」七藩があった。総合計は二百十八藩である。この他にも少数意見があったという。

数の上での単純計算から言えば、大名家の廃止を明確に論じているのは、①「御国制改正ノ儀」、四〇藩及び昌平校だけで、全体の一九パーセントに過ぎないが、他の意見にしても、程度の差はあれ、現状の変革はやむを得ないという空気が強い。ちなみに、②「郡県議」六十二藩を、版籍奉還賛成に含めれば、全体の四十二パーセントに達する。ともあれ、こうして公議（論）は竭くされた。少なくとも、版籍奉還が実施された場合、どのような変化

が自分の身に降りかかるかについては、全国の藩において周知されたわけである。

明治二年六月十七日、各藩主からの版籍奉還の願いが勅許された。各藩主を各藩知事に任じ、旧領分に藩を設置したのである。それまでの大名は太政官政府の地方官となり、旧大名の領知（領有権）は政府に接収された。藩名は藩庁所在地の都市名を冠して、「山口藩」や「鹿児島藩」のように呼ばれる。これらはあくまでも地方制度である。

大名領知の接収に伴い、旧家臣団も解散し、彼らは各藩貫属士族として「家祿」を給付される立場となった。旧主君との主従関係も解消されたのである。

五、新発田藩の場合

その具体例を、越後の国新発田の大名、溝口家の場合を例にとってみよう。新発田藩を取り上げるのは、その京都留守居であった寺田喜三郎の関係史料が、寺田がもとは京都の町人だった関係で、佛敎大学附属図書館にまとまって所蔵されるためである¹³⁾。

明治二年に入って藩主溝口直正は（慶応三年八月、主膳正直溥から家督を継承）、政府からの召命に応じて四月十五日、東京に到着し、同二十七日には版籍奉還の上表を弁事務局に提出していた¹⁴⁾。公議人の佐藤八右衛門が中心になって取りまとめた「国論」は、おおむね版籍奉還に反対の立場であり、五月四日の諸藩答申でも、現状維持を求める「国体論節略」に、他の三十五藩とともに賛同していた。

その溝口家は、かつて安政七年（一八六〇）三月五日付で十四代家茂から、次の領知朱印状を発給されていた¹⁵⁾。

越後国蒲原郡之内、式百貳拾貳箇村、陸奥国信夫郡之内、八箇村、高五万石^{目録在別紙}、充行之訖、依代々之例、領知之状、如件、

安政七年三月五日[㊦]（家茂）

溝口主膳正とのへ

六月十八日には、この領知朱印状と置き換わる形で、溝口伯耆守（直正）に対して知藩事への任官辞令（二点一組）が交付されるのである。

溝口伯耆守

新発田藩知事、被仰付候事、

明治二年己巳六月[㊦]（太政官）

溝口伯耆守

今般版籍奉還之儀ニ付、深ク時勢ヲ被為察、広ク公議ヲ被為採、政令帰一之思食ヲ以テ言上之通、被聞食候事、

六月行政官

右の文言は、固有名詞が入れ替わるだけで、すべての藩に共通である。こうして大名溝口家は解消され、その旧領分には新発田藩が設置された。この措置について、非役となった元家老溝口半兵衛（十一月から権大参事）は直後の八月十三日付、寺田喜三郎（在京都）あて書簡で、次のように書き送る。¹⁶

一筆申進候、秋暑之砌候得共（時候挨拶及び近況報告など中略）

昨年は貴様ニも其表ニて大尽力被下、且当早春以来も段々同様御尽力之由、拙夫ニおゐても大悦申達候、此上ニも何卒手拔無様御尽力之義深御頼入候、此度者、諸侯一同華族と被為称、知藩事被蒙仰、其他、家禄之義者、現石十分之一を以て御定等之義、被仰出、如何舞留り可申哉、更ニ目的も付不申候、夫よりハ諸侯は是迄通ニなしおかれ、八百の諸侯さへ御撫親被為在、各国邑を治候様、被仰付候ハ、主上ハ西京ニ御鎮座、穆々端拱

被為在候ハ、皇国ハ不日ニ安泰ニ可至義ニ而、何モ自ラ、主上東西ニ御奔走無之とも可濟儀ニ候、左も無之ては諸侯之領知を剥き、奸臣欲を恣ニスルノ陰謀カとも難斗、右ニ候者天下ハ不日ニ大乱ニ可相成儀ニ候、此一件、献言もいたし度候得共、甚タ事、機ニ触レ候義ニ付、災害難斗ニ付、今少時勢をなかも居申候、其表ニ者大正義忠誠之仁も候ハ、姓名御聞申度候（後略）

ここに見えるように、半兵衛は版籍奉還にあからさまな反対を唱えている。「諸侯之領知を剥」ぐとは、奸臣が自らの欲望を恣にする陰謀ではないかとまで非難する。その対象と目されているのは、政府中枢にある木戸孝允・大久保利通・岩倉具視といった面々であろう。半兵衛の嘆きとは裏腹に、新発田藩は、その二年後には藩制度そのものまで廃止され、やがて新潟県に置き換えられる。その間の推移も波乱に満ちたものだが、その点の検討は今後の課題としておきたい。

註

- (1) 続日本史籍協会叢書『徳川慶喜公伝 史料篇三』一九一八年。東京大学出版会、一九七五年覆刻、一八三頁。
なお、「大政奉還」は後世の造語で、一次史料上には見えない。
- (2) 内閣官報局『法令全書 自慶応三年十月、至明治元年十二月』一八八七年、第七号布告。
- (3) Public Record Office, Satow Papers : Diaries, 1861-1926. 現在 The National Archives.
- (4) 羽賀祥二「十九世紀史のなかの明治維新」、『明治維新史研究』第21号、二〇二二年五月、八八頁を参照。原典は石黒忠憲『懐旧九十年』岩波書店、一九八三年、一〇三頁。
- (5) 日本史籍協会叢書『木戸孝允文書』八、一九三六年。東京大学出版会、一九八六年覆刻再刊、二五頁。
- (6) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』上巻、統正社、一九四三年、四二〇頁。
- (7) 『太政官日誌』明治二年第九号。正月二十三日の項に収録。(石井良助編『太政官日誌』第三巻、東京堂出版、一九八〇年、五二～五三頁)。
- (8) 朝倉治彦編『太政官日誌』別巻四、東京堂出版、一九八五年、一二三頁。
- (9) 拙稿「王政復古前後の政局と公議」、佛教大学『歴史学部論集』10、二〇二〇年を参照。肥後藩の例について

は、白石烈「肥後藩京都留守居の役割変遷―買物会所の業務から国事周旋活動へ―」（今村直樹・小関悠一郎編『熊本藩からみた日本近世』吉川弘文館、二〇二一年）が参考になる。

(10) 『公議所日誌前編上』（朝倉治彦編『太政官日誌』別巻四、東京堂出版、一九八五年、一二四頁）。

(11) 『公議所日誌第一 明治二年己巳三月』（同右『太政官日誌』別巻四、一三七頁）。最初の頁に、議場の図が掲載される。議長席や、それに対面する議案台、一番から二百七十六番まで番号を打たれた議員席などが描かれている。

(12) 『公議所日誌第十二 明治二年己巳五月』（吉野作造編『明治文化全集 第四巻 憲政篇』日本評論社、一九二八年、六三頁）。以下、封建・郡県論に関する引用は、

同六三―六八頁。なお、朝倉治彦編『太政官日誌』別巻四には、『公議所日誌第十 明治二年己巳四月』までしか収録されていない。

(13) 寺田家文書の全文と概略については、青山忠正・浅井良亮「新発田藩京都留守居寺田家と旧蔵文書」、佛教大學『歴史学部論集』4、二〇一四年を参照されたい。

(14) 『御記録 卷之十二 御当代記慶応三年八月ヨリ明治五年二月止』各日の条（新発田市史編集委員会編『新発田藩史料』第一巻、国書刊行会、一九八八年、四三七―四三九頁）。

(15) 新発田市立歴史図書館蔵。次に掲げる知藩事任官辞令も同様である。

(16) 佛教大学附属図書館蔵「新発田藩 京都留守居役 寺田家文書」。調査番号6391005。